

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人若桜町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年9月29日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 理事の構成について見直しを行うこと。
- ・ 自立支援給付を財源とする資金を他の社会福祉事業に一時繰替使用したときは、当該年度内に補填を行うこと。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>社会福祉協議会は、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を運営する団体の役員（以下「団体役員」という。）及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加える必要があるところ、団体役員が理事に含まれていなかった。</p> <p>ついては、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、団体役員を理事に加えること。</p> <p>なお、本件指摘は前回も同様の口頭指摘をしているにもかかわらず改善されていない（※）ので、必ず改善のための措置を講じること。</p> <p>（※） 地域内の連携を図る目的のための理事要件であることから、現職の団体役員を理事として選任する必要があるのであって、貴法人の事務局長の職にあった者を理事として選任しても、本要件を満たさない。</p> <p>なお、令和5年6月19日開催の評議員会にて役員選任決議を行うに当たり、事務局は、ボランティア活動を行う団体の代表者を加えるよう当庁から指摘があったと説明しているが、団体役員についても同様の指摘があった旨の説明を省略していることは不適當である。当庁の指摘内容は、正確に評議員に伝達し、情報共有を徹底すること。</p> <p style="text-align: right;">（審査基準第3の3(7)）</p>	<p>次回改選時には団体役員を理事に加えるよう是正することとし、漏れがないよう事務引継書にその旨明記する。</p>

2	<p>障がい者福祉サービス事業拠点区分から地域福祉事業拠点区分への貸付金について、年度内に補填されていなかった。</p> <p>については、自立支援給付費を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業又は公益事業に一時繰替使用したときは、当該年度内に補填を行うこと。</p> <p>なお、本件指摘は前回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は、「現在、委託料、補助金について4半期に分けて支払われているが、4期目は4月に入ってから支払いとなっているため他の拠点区分から借入している。このため委託料、補助金の年度内での支払いについて行政と協議する。(※)」旨の回答をしているにもかかわらず改善されていないので、必ず改善のための措置を講じること。</p> <p>(※) 令和5年度監査調書において、当該文書指摘に係る現在の状況につき、貴法人は「町と協議した結果、4期目の支払いについて3月中に概算払いを受けることとなったため、拠点区分間の借入・貸付が不要になっている。」と回答しているが、なお拠点区分間貸付金があっており、回答内容と実態が相違していた。</p> <p>(障発第1018003号通知第2の3(2))</p>	<p>若桜町長宛てに次のとおり依頼し、委託料及び補助金は年度内に受領予定であるため、年度内の補填が可能となった。</p> <p>① 概算払割合を増やすこと ② 3月末までの概算払</p>
3	<p>附属明細書について、次の不備があった。</p> <p>(1) 補助金事業等収益明細書において、拠点区分ごとの内訳が計算書類と一致していなかった。</p> <p>(2) 就労支援事業別事業活動明細書と就労支援事業製造原価明細書の作業種別ごとの当期就労支援事業製造原価が一致していなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成にあっては、計算書類及び附属明細書間の整合を図った上で、適切に作成すること。</p> <p>(会計省令第30条)(運用上の取扱い26)</p>	<p>会計担当者2名及び会計事務所との双方で、計算書類及び各附属明細書の整合について確認するよう改める。</p>